

## 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 1 月 11 日

株式会社フジ

2022年1月11日

株式交換に関する事前開示書類  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号  
株式会社フジ  
代表取締役社長 山口 普

当社は、マックスバリュ西日本株式会社（以下、「MV西日本」といいます。）との間で締結した2021年12月6日付株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、MV西日本を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、①当社を株式交換完全親会社、MV西日本を株式交換完全子会社とする株式交換を行うこと、及び②当社を分割会社とし、2021年11月15日に設立した当社の全額出資子会社である株式会社フジ分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）を承継会社とする会社分割（以下、「本吸収分割」といって、2021年12月6日付で締結された本吸収分割に係る吸収分割契約を「本吸収分割契約」といいます。）により、当社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業を分割準備会社に承継し、当社は共同持株会社となることで、当社とMV西日本がイオン株式会社（以下、「イオン」といいます。）の連結子会社となる共同持株会社を設立し経営統合すること（以下、「本経営統合」といって、2021年12月6日付で締結された本経営統合に係る経営統合契約を「本経営統合契約」といいます。）の一環として行われるものであります。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2の「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の（1）から（3）までに記載の内容に照らし、別紙2の「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本

株式交換に係る対価及びその割当ての内容は相当であると考えております。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

MV 西日本が発行している新株予約権について、本株式交換の効力発生日の前日に存在するものは、MV 西日本がそのすべてを新株予約権者から無償で取得し、消却することを予定しておりますので、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当社は、2021 年 12 月 6 日付で、分割準備会社との間で、本吸収分割契約書を締結し、本株式交換の効力が発生することを条件として、2021 年 3 月 1 日付で、当社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業を分割準備会社に承継させる予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

株式会社フジ（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（当事者の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

### （1）甲（株式交換完全親会社）

商号 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

### （2）乙（株式交換完全子会社）

商号：マックスバリュ西日本株式会社

住所：広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

## 第3条（本株式交換に際して交付する株式およびその割当て等に関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に1を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3 甲が前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

## 第4条（甲の資本金および準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は以下のとおりとする。

- （1）資本金の額 2,592,303,740円
- （2）資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途適当に定める額
- （3）利益準備金の額 0円

## 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第6条（株式交換承認総会）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項の承認決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第7条（善管注意義務）

- 1 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。
- 2 甲および乙は、前項の規定に拘わらず、甲が株式会社フジ分割準備会社（2022年3月1日付で株式会社フジ・リテイリングに商号変更予定。住所：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号。以下「丙」という。）との間で、甲を吸収分割会社、丙を吸収分割承継会社とする吸収分割契約（なお、その概要は次の各号のとおり。）を締結し、当該契約に基づいてグループ経営管理事業、資産管理事業その他の甲を持株会社化するために必要な機能に係る事業を除く一切の事業に係る吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う予定であることを確認する。

（1）効力発生日 2022年3月1日

（2）吸収分割に際して交付する金銭等

丙は、承継する権利義務の対価を支払わない。

## 第8条（新株予約権の処理および自己株式の消却）

- 1 乙は、第6条に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合、効力発生日の前日までに、当該時点において残存している乙の発行済新株予約権のすべてにつき、無償で取得し、それらを消却するものとし、そのために必要な取締役会の決議その他法令上必要なすべての手続を行うものとする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全てを消却するものとする。

## 第9条（定款変更）

乙は、第6条に定める乙の株主総会において、第12条に基づき本契約が解除されでおらず、かつ、第13条に定める本契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、乙の定款から第12条（定時株主総会の基準日）の規定を削除することを内容とする定款変更議案を付議し、その承認決議を求めるものとする。

## 第10条（議決権の付与）

甲は、会社法第124条第4項に基づき、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、前条の乙の定款変更が効力を生じること、かつ、本株式交換が効力を生ずることを条件として、本割当対象株主を、第3条の規定に従って割当交付を受ける甲の普通株式に関して、甲の第55期に係る定時株主総会において議決権を行使することができる者と定めるものとする。

## 第11条（剰余金の配当）

- 1 甲は、2022年2月末日を基準日として、普通株式1株につき金12.5円を限度とする金銭による剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、2022年2月末日を基準日として、普通株式1株につき金40円を限度とする金銭による剰余金の配当を行うことができる。
- 3 甲および乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならず、また、効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）を行ってはならない。

## 第12条（本株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合（本吸収分割に係る吸収分割契約が解除された場合その他本吸収分割がその効力発生日において効力を生じないことが確実な場合を含む。）には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

## 第13条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、（i）本契約について第6条に定める甲ま

たは乙の株主総会において本契約の承認その他本株式交換に必要な事項の承認が得られなかつた場合、(ii) 法令に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、または(iii)前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失うものとする。

#### 第 14 条 (準拠法および管轄裁判所)

- 1 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従つて解釈されるものとする。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、松山地方裁判所および広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



#### 第 15 条 (印紙税)

本契約に係る印紙税は、甲乙折半して各自負担する。

#### 第 16 条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 12 月 6 日



住 所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号

(甲) 会社名 株式会社フジ

役 職 代表取締役社長 山口 普



住 所 広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号

(乙) 会社名 マックスバリュ西日本株式会社

役 職 代表取締役社長 平尾 健一



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社	MV西日本
本株式交換に係る株式交換比率	1	1
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：48,533,756株（予定）	

(※1) 株式の割当比率

MV西日本の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付します。ただし、当社が保有するMV西日本の普通株式（4,000,000株（2021年8月31日時点））については割当交付しません。

(※2) 本株式交換により交付する株式数

当社の普通株式 48,533,756株（予定）

上記の普通株式数は、2021年8月31日時点におけるMV西日本の普通株式の発行済株式総数（52,547,554株）及び自己株式数（13,798株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、当社がMV西日本の発行済株式の全部（ただし、当社が保有するMV西日本の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のMV西日本の株主（ただし、当社を除きます。）の皆様に対して、その所有するMV西日本の株式数の合計に上記表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）を乗じた数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する株式については新株式の発行等により対応する予定です。

なお、MV西日本は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、MV西日本が基準時までに保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(※3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなるMV西日本の株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなるMV

西日本の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有する単元未満株式（100株未満株式）の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式と合わせて1単元（100株）となるよう、株式の売渡しを請求することができます。なお、2021年12月6日付現在、当社の定款には単元未満株式の買増請求に係る規定がありませんが、当社が2021年12月6日付で公表いたしました「親会社の異動、主要株主の異動、定款の一部変更並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」のとおり、当社は、当該買増請求に係る規定の追加を含む定款変更議案を2022年1月26日開催予定の臨時株主総会に付議する予定であり、当該議案が承認され、かつ、本株式交換の効力が発生した場合には、本効力発生日付で当社の定款が変更され、当社に対し、当該買増制度に基づき、株式の売渡しを請求することができるようになる予定です。

## 2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### （1）割当ての内容の根拠及び理由

当社及びMV西日本は、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、下記（3）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、当社は、野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、MV西日本は、大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、当社、MV西日本及びイオンから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定し、2021年9月1日付で行った基本合意公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

当社は、下記（3）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から2021年12月3日付で取得した株式交換比率に関する算定書、当社、MV西日本及びイオンから独立しており、重要な利害関係を有していないリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

MV西日本は、下記（3）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の③「MV西日本における利害関係を有しない特別委員会からの答申

書の取得」に記載のとおり、イオン及び当社と利害関係を有していないMV西日本の独立社外取締役であり、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下、「独立役員」といいます。）である桑山斉氏及び渡瀬ひろみ氏、並びにイオン及び当社と利害関係を有しないMV西日本の社外監査役であり、かつ独立役員である石橋三千男氏から、2021年12月6日付で受領した本株式交換の目的、MV西日本の企業価値向上、本株式交換における株式交換比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本株式交換に関するMV西日本の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率がMV西日本の第三者算定機関である大和証券による株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法による算定結果のレンジを上回っており、DCF法（ディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比較法による算定結果のレンジ内であること等を総合的に勘案すると、本株式交換比率は妥当であり、MV西日本の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、各社はそれぞれ、第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2021年12月6日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

## （2）算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

野村證券及び大和証券のいずれも、イオン、当社及びMV西日本から独立した算定機関であり、イオン、当社及びMV西日本の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

当社及びMV西日本は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村證券を、MV西日本は大和証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

野村證券は、本株式交換比率について、当社及びMV西日本の株式がそれぞれ金融

商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、当社及びMV西日本にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のMV西日本の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法（基準日①）	0.89～0.94
市場株価平均法（基準日②）	0.88～0.97
類似会社比較法	0.46～0.95
DCF法	0.76～1.11

なお、市場株価平均法においては、基本合意書の締結を公表した日である2021年9月1日の前営業日である2021年8月31日を算定基準日（以下、「基準日①」といいます。）として、当社株式及びMV西日本株式の東京証券取引所における基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、並びに2021年12月2日を算定基準日（以下、「基準日②」といいます。）として、当社株式及びMV西日本株式の東京証券取引所における基準日②の終値、基準日②から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

DCF法では、当社より提供された事業計画及びMV西日本から提供され当社により確認された事業計画に基づいて、当社及びMV西日本が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2021年12月2日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、MV西日本の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い当社及びMV西日本の財務状況が推移することを前提としております。

なお、野村證券がDCF法の評価の基礎とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、MV西日本の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、新規出店による収益の拡大、仕入及び物流改革による原価低減並びに店舗人時の削減により、2024年2月期の当期純利益が直前期の2,675百万円から3,552百万円、2025年2月期の当期純利益が直前期の3,552百万円から5,013百万円とそれぞれ大幅な増益を見込んでおります。

大和証券は、当社及びMV西日本の両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法による算定を行い、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法（基準日①）	0.89～0.94
市場株価法（基準日②）	0.88～0.97
類似会社比較法	0.38～1.24
DCF法	0.73～1.23

市場株価法については、基本合意書の締結を公表した日である2021年9月1日の前営業日である2021年8月31日（基準日①）及び2021年12月2日（基準日②）を算定基準日として、各基準日の終値及び各基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

類似会社比較法では、両社と比較的類似する事業を営む上場企業として、MV西日本、株式会社アーツ、当社、株式会社リテールパートナーズ、株式会社ハローズ、イオン九州株式会社、株式会社サンエー及び大黒天物産株式会社を選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、当社が作成した2022年2月期から2024年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等及びMV西日本が作成した2022年2月期から2026年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長法を採用しております。具体的には、MV西日本については、割引率は5.30%～6.37%を使用しており、永久成長率は-0.5%～0.5%として算出しております。一方、当社については、割引率は4.52%～5.50%を使用しており、永久成長率は-0.5%～0.5%として算出しております。なお、大和証券がDCF法の採

用に当たり前提としたMV西日本の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、新規出店による収益の拡大、仕入及び物流改革による原価低減並びに店舗人時の削減により、2024年2月期の当期純利益が直前期の3,200百万円から4,400百万円、2025年2月期の当期純利益が直前期の4,400百万円から6,000百万円とそれぞれ大幅な増益を見込んでおります。一方、大和証券がDCF法の採用にあたり前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、当社及びMV西日本のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当社及びMV西日本から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。大和証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2021年12月2日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

大和証券はMV西日本の取締役会に対し、2021年12月3日付にて、本株式交換に係る交換比率に関する算定書を提供しております。

### (3)公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本株式交換は、当社が、既にMV西日本株式4,000,000株（2021年8月31日現在の発行済株式総数52,547,554株に占める議決権の所有割合にして7.61%）を保有しており、一方、イオンは既に当社株式5,743,800株（2021年8月31日現在の発行済株式総数38,291,560株に占める議決権の所有割合にして15.00%）、MV西日本株式38,248,946株（2021年8月31日現在の発行済株式総数52,547,554株に占める議決権の所有割合にして72.79%）を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社、MV西日本及びイオンから独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2021年12月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2) 算定に

関する事項」をご参照ください。

他方、MV西日本は、当社、MV西日本及びイオンから独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2021年12月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、大和証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれます。算定書の概要は、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社及びMV西日本は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

## ② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、MV西日本は弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は当社、MV西日本及びイオンから独立しており、重要な利害関係を有していません。また、弁護士法人淀屋橋・山上合同はMV西日本が法律顧問契約を締結している法律事務所であり、MV西日本から弁護士報酬の支払いを受けていますが、その額は2021年2月期で年間合計6百万円程度であって、同事務所及びMV西日本のいずれにとっても独立性に影響を与えるものではなく、かつ当社から独立しており、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を行うに際し、重要な利害関係を有しません（MV西日本においては、(i) 本株式交換の目的の合理性、(ii) 本株式交換における株式交換比率の妥当性・公正性、(iii) 本株式交換の手続の適正性、及び(iv) 上記(i)から(iii)を踏まえ、本株式交換がMV西日本の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるかについては、下記③記載のとおり、特別委員会及び当該特別委員会の法務アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所から助言を受けています。）。

## ③ MV西日本における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

MV西日本は、2021年9月1日、本株式交換に係るMV西日本の意思決定に慎重を期し、また、MV西日本取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反の恐れを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがMV西日本の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、イオン及び当社と利害関係を有しておらず、MV西日本の独立社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている桑山斉氏（弁護士、弁護士法人御堂筋法律事務所）及び渡瀬ひろみ氏、監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている石橋三千男氏の3名により構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員

会に対し、(i) 本株式交換の目的の合理性、(ii) 本株式交換における株式交換比率の妥当性・公正性、(iii) 本株式交換の手続の適正性、及び(iv) 上記(i)から(iii)を踏まえ、本株式交換がMV西日本の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか（以下、(i) 乃至(iv) を総称して、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、MV西日本の取締役会は、MV西日本取締役会における本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対して、上記諮問事項について検討するにあたり、必要に応じて、本特別委員会独自のアドバイザーへの委託をする（この場合の費用はMV西日本が負担するものとされております。）権限を付与することを決議しております。本特別委員会は、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして弁護士法人御堂筋法律事務所を選任しております。さらに、本株式交換に係る交渉はMV西日本取締役会が行うものの、MV西日本取締役会は、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととすることを決議するとともに、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行い、重要な局面で意見を聴取し、本特別委員会からの指示や要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える状況を確保することを決議しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容の如何にかかわらず支払われる固定報酬及び時間報酬としており、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。本特別委員会は、2021年9月1日から2021年11月29日までに、会合を合計8回、合計6時間58分にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、MV西日本が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しました（弁護士法人淀屋橋・山上合同がMV西日本の顧問法律事務所であることについては上記②記載の説明を受けた上で独立性に問題がないことを確認しております。）。さらに、本特別委員会は、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与するMV西日本の取締役につき、当社との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、MV西日本から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の検討体制・意思決定方法等、当社の本株式交換に関する提案内容についてのMV西日本の考え方及び本株式交換がMV西日本の企業価値に与える影響について説明を受け、質疑応答を行いました。また、MV西日本のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関の大和証券から株式交換比率の算定結果及び本株式交換のスキームのそれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を行っております。さらに、弁護士法人淀屋橋・山上合同から、本株式交換の手続面における公正性を担保する

ための措置並びに本株式交換に係るMV西日本の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けました。加えて、提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これら情報も踏まえて本諮詢事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、当社とMV西日本との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方法等について協議を行い、MV西日本に意見する等して、当社との交渉過程に関与しております。本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮詢事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、MV西日本の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2021年12月6日付で、MV西日本の取締役会に対して提出しております。

#### ④ 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した2021年12月6日に開催のMV西日本の取締役会においては、MV西日本の取締役8名のうち、山口普氏は当社の代表取締役を兼任していることから、利益相反を回避する観点から、山口普氏を除く7名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行いました。なお、利益相反を回避する観点から、山口普氏はMV西日本の立場で本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

また、同様の観点から、MV西日本の監査役のうち、イオンの従業員を兼任している北村智宏氏は本株式交換に係る協議及び交渉には参加しておらず、また上記MV西日本の取締役会における本株式交換に係る審議には参加しておりません。

他方で、MV西日本の代表取締役社長を務める平尾健一氏は、イオンの完全子会社であるイオン商品調達株式会社の取締役を兼任しておりますが、本株式交換による同社への影響は間接的であり、利益相反の観点からは問題がないと判断いたしました。

### 3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本株式交換により増加するフジの資本金および準備金の額は、以下のとおりです。かかる内容は、適用ある法令等に沿ったものであります。

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| (1) 資本金の額   | 2,592,303,740円            |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従いフジが別途適切に定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円                        |

以上

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

# **事 業 報 告**

**(第 39 期)**

自 2020 年 3 月 1 日  
至 2021 年 2 月 28 日

広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号

**マックスバリュ西日本株式会社**

[提供書面]

# 事業報告

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により経済活動ならびに個人消費が制約され、景気は急速に減速いたしました。4月の緊急事態宣言解除後は一時持ち直しの動きが見られたものの11月ごろから新規感染者数は再び増加を続け、2021年1月に首都圏をはじめ一部地域で緊急事態宣言が再発出されるなど、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の収束の見通しは立たない状況が続いております。

#### ■ 営業面に関する取組み

このような状況の中、当社グループは、お客さまならびに従業員の安全・安心を最優先に地域のお客さまの「食」を支えることを重要な使命と考え、イオン新型コロナウイルス防疫プロトコル（注）に基づいた次のような施策を実施してまいりました。店舗出入口にアルコール消毒液の設置、従業員の毎日の体調確認とマスク着用ならびに非接触型検温器の設置、またレジまわりへの飛沫防止シートの取り付け、お客さま同士のキープディスタンスの呼び掛けといった店舗でのあらゆる感染防止対策を講じながら営業してまいりました。

また、お買物に不便な地域からのお客さまを対象とした移動販売事業では、新たに兵庫県宍粟市のハリマ農業協同組合から同事業を承継し2020年10月5日より開始いたしました。これにより2013年より開始した同事業は山口県光・下松エリア、広島県佐伯エリアと併せて3拠点となりました。今年度は緊急事態宣言発出の影響もあり、多くのお客さまにご利用いただきました。これからもお客さまからのご要望にお応えできるよう移動販売エリアを拡大し、魅力ある商品の品揃えとサービスレベルの向上に取り組みながら、多様なニーズに対応したお買物手段を提供してまいります。

#### ■ 商品面に関する取組み

お客さまの「食」に対する行動様式は大きく変化し、外出を控え家庭内での「内食」需要が増加し、生鮮素材や簡便調理商品を求めるニーズが高まり、先が見通せない状況から生活防衛意識も高まりました。当社グループは、当期の方針である「基本の徹底」を柱として、商品の鮮度向上、美味しさ、時間短縮、個食化、健康、旬、地元の味にこだわり、変化し多様化するお客さまのニーズに対応してまいりました。また、新商品や開発商品などの重点販売商品は「数を売る」ことにこだわり、お求めやすい価格で提供し全店で積極的に展開いたしました。客数は、お客さまの来店回数の減少などにより既存店前期比96.9%と前期を下回りましたが、まとめ買いや買いだめ需要により点数は同101.5%、一人当たり買い上げ点数は同104.7%と伸長いたしました。その結果、既存店売上高前期比103.9%と大幅に増加し、売上総利益高は売上高の増加に加え荒利率が改善（対前年同期差0.8%増）したことにより前期比は106.6%となりました。

## ■店舗開発に関する取組み

新規出店は、当社では2020年3月27日にマックスバリュ小月店（山口県下関市）、10月10日にマックスバリュ上田中店（山口県下関市）、10月17日にザ・ビッグ綾羅木店（山口県下関市）、株式会社マルナカでは4月24日にマルナカ川内店（愛媛県東温市）、7月29日にマルナカ円座店（香川県高松市）、9月11日にマルナカ高瀬店（香川県三豊市）、株式会社山陽マルナカでは6月11日に山陽マルナカ三田店（兵庫県三田市）の計7店舗をオープンいたしました。また、既存店では当社グループで合計20店舗をリニューアルいたしました。

一方、効率的な店舗網を構築するため、当社グループで合計15店舗を閉店いたしました。

## ■地域社会貢献活動に関する取組み

当社グループでは使い捨てプラスチックの削減と資源の持続可能な調達への取組みを加速するため、2020年3月1日より食品フロアにおけるレジ袋、6月1日より全売場のレジ袋の無料配布を終了いたしました。レジ袋をご希望のお客さまには、有料にてバイオマス原料配合の環境配慮素材のレジ袋などを提供しております。有料レジ袋の収益金におきましては地域の環境保全活動にお役立てていただくため、店舗所在の各自治体や団体に贈呈させていただきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域の方々に、次のとおり、商品の販売や活動場所の提供を行いました。マックスバリュ本郷店（広島県三原市）では、店舗駐車場に特設会場を設け、三原特別支援学校の生徒によるカフェ、木工実演などの活動や、各団体によるハンドメイド雑貨や野菜、手作りパンの販売など「地域ふれあいイベント」を実施いたしました。広島県内のマックスバリュ9店舗では、観光農園として商品の直売がほとんどできない状況となってしまった株式会社木下ファームのぶどうを積極的に販売協力いたしました。マックスバリュ揖保川店（兵庫県たつの市）では、ご自身でお買物をすることが難しい高齢者や障がいのある方にスーパーでのお買物を楽しんでいただくとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況でもボランティアセンターの方の活動の場を提供させていただくことを目的とした「ユニバーサルショッピングDAY」を開催いたしました。当日はお買物支援を必要とされている方にボランティアセンターが寄り添いながらお買物を楽しんでいただき、ゆっくりと精算ができるよう専用の「ユニバーサルレジ」を設置いたしました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,542億6百万円（対前期比3.8%増）、営業収益5,632億18百万円（同3.7%増）となりました。販売費及び一般管理費では、新型コロナウイルス対策費用などの増加があったものの、緊急事態宣言下のチラシ配布中止による販売促進費の減少、会議や商談、教育セミナーなどのWEB化による経費の減少、水道光熱費の減少などにより計画内で着地し、1,402億52百万円（同2.1%増）となりました。また、営業利益85億75百万円（同212.7%増）、経常利益88億83百万円（同180.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億50百万円（前期53億27百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(注) イオン新型コロナウイルス防疫プロトコル

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、防疫対策の基準などを示したもの

## (2) 対処すべき課題

国内経済におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の波が押し寄せるたびに、緊急事態宣言を中心とする拡大防止策で、外出自粛、営業時間短縮、在宅勤務、イベント開催の制限などが実施され、経済活動に大きな影響を及ぼしております。今年に入り漸く新型コロナウイルスワクチンの接種が国内で始まりましたが、変異株感染の広がりもあり、先行きの不透明な状況が続いております。内食化、ネットを介した購入、非接触のキャッシュレスなど三密を回避する消費者の新たな行動は、加速的に進化しております。

また、健康志向、環境意識の高まり、「食」にかける時間短縮など、お客さまの「食べる」ニーズは多様化しております。ドラッグストアやコンビニエンスストアなどに加えて、ネットスーパー、外食による宅配、生産者から直接消費者に配送販売するなど、異業種との競争も一層多様化しております。

さらに、中国・四国地方におきましては、人口減少、地域の過疎化、雇用の確保難、人件費の上昇が進み、業界を取り巻く環境は変化を続けております。

このような状況の中、当社、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカは、兵庫・中四国エリアの地域・お客さまと共に歩み続ける企業を目指し、2020年10月7日付で、2021年3月1日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

営業面では、地域の食生活を守るライフラインとしての使命感の下、スーパーマーケットの基本である「鮮度の良い売場」「品切れのない売場」「お求めやすい価格」「クリンリネスな売場」「明るく笑顔のある接客・サービス」に徹底して取り組み、お客さまが安全に安心して買物ができる環境づくりを実践してまいります。

商品面では、旬・鮮度・おいしさにこだわる「生鮮強化」、地元の味・地元の品にこだわり地域とつながる「地域密着」、産地や漁港からの直接配送や自ら商品を製造する「サプライチェーン改革」に取り組み、地域に根付き、お客さまに近づき、生産と販売をつなぐ、地域のお客さまとともに歩み続ける企業を目指します。

販売面では、新規出店、積極的な既存店の活性化、山間部などへの移動販売の拡大、無人店舗の展開、E コマースなど、新たな販売チャネルの拡大に取り組みます。

また、吸収合併によるスケールメリットを最大限に活かし、店舗屋号別に実施しておきましたチラシなどのプロモーションの統合、商品や資材の調達コスト低減、物流コストの低減、プロセスセンターからの商品供給拡大、重複コストの削減、維持管理業務の内製化によるコスト削減など、統合によるシナジー創出に取り組み、営業収益の拡大、利益改善を進めてまいります。

## (3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は98億25百万円となりました。その内訳は新規出店等に伴う投資によるものです。これら設備投資に必要な資金は、銀行借入及び自己資金で賄っております。

#### (4) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区分	第36期 (2018年2月期)	第37期 (2019年2月期)	第38期 (2020年2月期)	第39期 (2021年2月期)
営業収益(百万円)	276,313	274,937	542,990	563,218
経常利益(百万円)	4,978	3,000	3,172	8,883
親会社株主に帰属する当期純利益又は(百万円) 当期純損失(△)	2,467	992	△5,327	3,950
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	94.06	37.81	△101.48	75.23
総資産(百万円)	98,104	94,457	265,429	261,622
純資産(百万円)	50,589	49,531	99,353	101,967
1株当たり純資産額(円)	1,925.04	1,884.76	1,890.06	1,940.45

(注) 第38期より、2019年3月1日付で株式交換により完全子会社化した株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカ並びに株式会社マルナカの子会社5社を連結の範囲に含めております。

当社の財産及び損益の状況

区分	第36期 (2018年2月期)	第37期 (2019年2月期)	第38期 (2020年2月期)	第39期 (2021年2月期)
営業収益(百万円)	275,838	274,792	260,225	273,497
経常利益(百万円)	5,275	3,151	1,364	3,822
当期純利益又は(百万円) 当期純損失(△)	2,358	1,085	△1,120	1,557
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	89.89	41.35	△21.35	29.65
総資産(百万円)	97,525	94,373	143,405	145,595
純資産(百万円)	50,803	50,061	99,860	99,177
1株当たり純資産額(円)	1,933.85	1,904.97	1,900.81	1,887.33

## (5) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

当社グループは、当社及び子会社7社で構成され、スーパーマーケット事業を中心に、店舗等の不動産賃貸業や食料品の製造・供給、介護サービス、旅行代理店等、地域の生活に関連するサービスの提供を行っております。

### ① スーパーマーケット事業

会社名	区分
マックスバリュ西日本株式会社	食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売販売及び
株式会社マルナカ	店舗等の不動産賃貸業
株式会社山陽マルナカ	

### ② その他の事業

会社名	区分
株式会社大洋水産	水産物の加工、卸売
株式会社オリックス	冷凍設備等の工事設計施工
株式会社松浦唐立軒	菓子の卸売
株式会社ハッピーライフ愛	介護サービス事業
株式会社マルナカツーリスト	旅行代理店業

(注) 株式会社マルナカは、2021年2月1日付で株式会社味彩工房を吸収合併しております。

## (6) 主要な営業所及びセンター (2021年2月28日現在)

### ① 当社

会社名	本社、店舗及びセンター
マックスバリュ西日本株式会社	<p>【本社】 広島市南区</p> <p>【店舗】</p> <p>【マックスバリュ店舗】 兵庫県77店舗、岡山県3店舗、広島県25店舗、山口県28店舗、香川県1店舗、愛媛県4店舗、計138店舗</p> <p>【ザ・ビッグ店舗】 兵庫県2店舗、鳥取県1店舗、岡山県9店舗、広島県9店舗、山口県12店舗、徳島県3店舗、香川県4店舗、愛媛県3店舗、計43店舗</p> <p>【合計】 181店舗</p> <p>【センター】</p> <p>配送センター（1ヵ所） 兵庫県姫路市</p> <p>水産センター（2ヵ所） 兵庫県姫路市、広島市西区</p>

(2) 子会社

会社名	本社、店舗及びセンター
株 式 会 社 マ ル ナ カ	<p>【本社】香川県高松市</p> <p>【店舗】 [マルナカ店舗他] 兵庫県7店舗、徳島県26店舗、香川県65店舗、愛媛県25店舗、高知県18店舗、計141店舗</p> <p>【センター】 プロセスセンター（3ヵ所）香川県高松市、同坂出市 配送センター（2ヵ所）香川県高松市、同綾歌郡</p>
株 式 会 社 山 陽 マ ル ナ カ	<p>【本社】岡山市南区</p> <p>【店舗】 [マルナカ店舗] 兵庫県7店舗、岡山県49店舗、広島県3店舗、計59店舗</p>

(7) 企業集団の従業員の状況 (2021年2月28日現在)

区分	従業員数
ス 一 パ 一 マ 一 ケ ッ ト 事 業	5,542名 (18,610名)
そ の 他 の 事 業	202名 ( 131名)
合 計	5,744名 (18,741名)

(注) 従業員数欄の( )は、フレックス社員（パートタイマー）及びアルバイトの年度平均人員数（1日8時間換算による）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 中 国 銀 行	8,652百万円
株 式 会 社 香 川 銀 行	7,513百万円
農 林 中 央 金 庫	6,141百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	6,031百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,715百万円

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年2月28日現在）

### ① 親会社に関する事項

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を38,248千株（議決権比率72.85%）を保有しております。

なお、イオン株式会社は純粹持株会社であります。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 マ ル ナ 力	100百万円	100.0%	スーパー・マーケット事業
株式会社山陽マルナ力	25百万円	100.0%	スーパー・マーケット事業

（注）当社の子会社は、7社であります。なお、株式会社マルナ力は、2021年2月1日付で株式会社味彩工房を吸収合併しております。

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株 式 会 社 マ ル ナ 力	香川県高松市円座町 1001番地	41,891百万円	145,595百万円

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### （吸収合併）

当社は、2020年10月7日開催の取締役会において、2021年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社マルナ力及び株式会社山陽マルナ力を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、両社との間で吸収合併契約を締結いたしました。なお、当社は、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を決定しております。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
- ② 発行済株式の総数 (自己株式を含む) 52,541,954株
- ③ 株主数 32,592名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオングループ会社	38,248千株	72.81%
株式会社フジ	4,000千株	7.61%
マックスバリュ西日本グループ会社	629千株	1.19%
加藤産業株式会社	323千株	0.61%
丸魚水産株式会社	322千株	0.61%
イオンフードサプライ株式会社	238千株	0.45%
イオンフィナンシャルサービス株式会社	235千株	0.44%
新光商事株式会社	225千株	0.42%
山根利明	183千株	0.34%
石丸美代子	166千株	0.31%

(注) 持株比率は自己株式 (13,622株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社取締役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2012年4月5日	2013年4月9日	2014年4月8日
新株予約権の数		206個	91個	91個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2012年5月21日から 2027年5月20日まで	2013年6月10日から 2028年6月 9日まで	2014年6月10日から 2029年6月 9日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 15個 目的となる株式数 : 1,500株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 8個 目的となる株式数 : 800株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 8個 目的となる株式数 : 800株 保有者数 : 1人

		第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2015年4月9日	2016年4月13日	2017年4月12日
新株予約権の数		73個	111個	131個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 11,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 13,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2015年6月10日から 2030年6月 9日まで	2016年6月10日から 2031年6月 9日まで	2017年6月10日から 2032年6月 9日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 8個 目的となる株式数 : 800株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 15個 目的となる株式数 : 1,500株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 20個 目的となる株式数 : 2,000株 保有者数 : 1人

		第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		2018年4月11日	2019年4月10日	2020年4月10日
新株予約権の数		71個	91個	82個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 8,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2018年6月10日から 2033年6月 9日まで	2019年6月10日から 2034年6月 9日まで	2020年6月10日から 2035年6月 9日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 14個 目的となる株式数 : 1,400株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 14個 目的となる株式数 : 1,400株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 10個 目的となる株式数 : 1,000株 保有者数 : 1人

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 尾 健 一	株式会社マルナカ 取締役会長 株式会社山陽マルナカ 取締役会長 イオン商品調達株式会社 取締役
常務取締役	塩 治 雅 洋	営業・商品担当兼マックスバリュ営業本部長
取締役	伊 渡 村 直 樹	管理担当兼人事総務本部長兼リスクマネジメント担当
取締役	齋 藤 光 義	株式会社マルナカ 代表取締役社長兼営業商品担当
取締役	宮 宇 地 剛	株式会社山陽マルナカ 代表取締役社長兼商品本部長 株式会社マルナカ 取締役
取締役	尾 崎 英 雄	株式会社フジ 代表取締役会長兼C E O
取締役	桑 山 斎	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 社会福祉法人北慶会 理事 ゼット株式会社 社外取締役監査等委員
取締役	渡瀬 ひろみ	株式会社アーレア 代表取締役 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 タメニー株式会社 社外取締役
常勤監査役	青 木 謙 城	株式会社マルナカ 監査役 株式会社山陽マルナカ 監査役
監査役	伊 藤 三 知 夫	イオン九州株式会社 常勤(社外) 監査役
監査役	北 村 智 宏	株式会社光洋 監査役
監査役	石 橋 三 千 男	公認会計士 石橋三千男事務所 所長 公認会計士・税理士 有限会社F I S 経営研究所 代表取締役 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 社外取締役 株式会社ウッドワン 社外取締役

- (注) 1. 取締役尾崎英雄氏、桑山斎氏及び渡瀬ひろみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、取締役桑山斎氏及び渡瀬ひろみ氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、当社定款第24条の規定に基づき取締役尾崎英雄氏、桑山斎氏及び渡瀬ひろみ氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。
2. 監査役青木謙城氏、伊藤三知夫氏及び石橋三千男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、監査役石橋三千男氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、当社定款第32条の規定に基づき監査役石橋三千男氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。

3. 監査役石橋三千男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役  
取締役柳川勝律氏、守岡幸三氏、森永和也氏、沖光裕章氏、澤山真一氏及び岡本芳明氏は、2020年5月15日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 当事業年度中に就任した取締役  
2020年5月15日開催の第38期定時株主総会において、新たに伊渡村直樹氏及び齋藤光義氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当	異動年月日
塩冶 雅洋	営業・商品担当 兼マックスバリュ営業本部長	営業担当	2020年5月15日
伊渡村 直樹	管理担当 兼経営管理本部長 兼人事総務本部長 兼リスクマネジメント担当	(株)山陽マルナカ取締役 経営管理本部長	2020年5月15日
伊渡村 直樹	管理担当 兼人事総務本部長 兼リスクマネジメント担当	管理担当 兼経営管理本部長 兼人事総務本部長 兼リスクマネジメント担当	2020年9月1日

7. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の状況の異動  
監査役青木謙城氏は、2020年5月12日株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカの監査役に就任しております。  
取締役渡瀬ひろみ氏は、2020年6月23日株式会社商工組合中央金庫の社外取締役及び2020年7月28日ダイヤル・サービス株式会社の社外取締役を退任しております。  
取締役桑山斉氏は、2020年6月25日ゼット株式会社の社外取締役監査等委員に就任しております。  
取締役平尾健一氏は、2020年10月23日イオン商品調達株式会社の取締役に就任しております。
8. 当社は、経営の意思決定と業務執行の迅速化及び取締役会の監督機能強化を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。執行役員の状況は以下のとおりであります（2021年2月28日現在）。

氏名	担当
柳川 勝律	総合企画本部長兼ダイバーシティ推進責任者
澤山 真一	開発本部長兼(株)マルナカ開発本部長兼(株)山陽マルナカ開発本部長
岡本 芳明	(株)マルナカ取締役管理担当
藤原 廣太郎	商品本部長兼(株)山陽マルナカ取締役

**(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額**

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2)	121百万円 (9)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	22 (22)
合計	14 (5)	143 (31)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年5月16日開催の第25期定時株主総会において年額450百万円以内（うち金銭報酬額400百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分50百万円）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2000年5月18日開催の第18期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末日現在の役員数は取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、2020年5月15日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役6名（うち社外取締役0名）が含まれること、並びに無報酬の取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役0名）が存在しているためであります。
5. 支給額には、以下のものが含まれております。
- ・ストックオプションによる報酬額 取締役 3名 14百万円  
新株予約権個数 81個 目的である株式数 8,100株  
株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第39期の業績に基づき、2021年4月20日開催の取締役会で決定し、2021年5月10日に発行することとしております。

### ③ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

#### 1. 報酬ポリシー

##### 【報酬制度の理念・目的】

- ・当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続ける企業集団として、リスクを恐れず挑戦し、当グループの持続的な成長に貢献する。
- ・当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

##### 【報酬制度の基本方針】

- ・お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く判りやすい制度とする。
- ・公正性を担保する透明性のあるプロセスで決定する。
- ・中長期の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- ・経営を担う人材の確保・維持及びモチベーションに繋がる報酬水準とする。
- ・経済・社会情勢、経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

#### 2. 業務執行取締役報酬

##### i. 基本報酬

職務執行の対価として毎月支給される定額の金銭報酬で役位別に設定した基準金額内で個別評価に基づき定める。

##### ii. 業績報酬

取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で年度終了後に支給される金銭報酬で、総現金報酬（基本報酬+業績報酬）に占める業務執行取締役業績報酬のウエイトは、30%程度として、上位役位ほどそのウエイトを高める。

##### iii. 株式報酬型ストックオプション

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまで株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、年間業績（連結経常利益）を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年度終了後に割り当てる。

新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に基づき決定する。

##### iv. 業績連動報酬の報酬構成

業務執行取締役業績報酬及び株式報酬型ストックオプションは、全社業績報酬と個人別業績報酬により構成する。ただし、代表取締役は全社業績報酬のみとする。

(a) 全社業績報酬 役位別基準金額・割当数に対して、連結業績（連結経常利益）の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。

(b) 個人別業績報酬 役位別基準金額・割当数に対して、部門別業績と経営目標達成度等を総合的に勘案した個人別評価に基づく係数により決定する。

##### v. 報酬等の種別ごとの構成比

固定報酬	変動報酬	
基本報酬	業績報酬	株式報酬型ストックオプション
55～65%	24～28%	11～16%

※上記構成比は、変動報酬の支給額について、当社が定める基準額を支給した場合のモデルであり、当社の業績及び株価の変動等に応じて上記割合も変動いたします。

##### vi. 報酬等の内容の決定方法

上記算定基準をもとに代表取締役社長に評価・決定を一任する旨を取締役会にて決議する。

#### 3. 非業務執行取締役報酬

##### i. 社外取締役には、原則として基本報酬を支給する。

##### ii. 社外取締役には、業績報酬及び株式報酬型ストックオプションは支給しない。

##### iii. 業務の執行をせず社外取締役に該当しない取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

#### 4. 報酬限度額

2007年5月16日開催の第25期定期株主総会において次のとおり決議された。

取締役の報酬等の額 年額450百万円以内

内訳) 金銭による報酬額 年額400百万円以内

株式報酬型ストックオプション公正価値分 年額50百万円以内

(ストックオプションの1年間の上限個数は300個、上限株数は30,000株)

#### ④ 社外役員に関する事項

##### ア. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	尾崎英雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、他社での取締役を含めた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。
取締役	桑山齊	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。
取締役	渡瀬ひろみ	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、他社での取締役を含めた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。
常勤監査役	青木謙城	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会13回全てに出席いたしました。常勤監査役としてコーポレート・ガバナンスの強化及びコンプライアンスの視点から、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。また、監査役会においては、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
監査役	伊藤三知夫	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会13回全てに出席いたしました。主に経営管理に精通した見地から、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。また、監査役会においては、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
監査役	石橋三千男	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会13回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。また、監査役会においては、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

12百万円

ウ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役尾崎英雄氏は、株式会社フジの代表取締役会長兼C E Oであります。株式会社フジは当社株式4,000千株（持株比率7.61%）を有する当社の株主であり、また、当社の親会社であるイオン株式会社の持分法適用会社であります。

取締役桑山齊氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の代表社員弁護士、社会福祉法人北慶会の理事及びゼット株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社アーレアの代表取締役、株式会社ディー・エル・ジーの社外取締役及びタメニー株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役伊藤三知夫氏は、イオン九州株式会社の常勤（社外）監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。

監査役石橋三千男氏は、公認会計士 石橋三千男事務所の所長、有限会社F I S 経営研究所の代表取締役、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の社外取締役及び株式会社ウッドワンの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 名称	有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	118百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として7百万円を支払っております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、監査項目別時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し当事業年度の監査時間及び報酬額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会の決議内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、イオングループにおいて2003年4月に制定された「イオン行動規範」を全ての行動の基本理念とする。

「お客様中心」の理念に基づき、お客様の生活文化の向上を目指すとともに、企業市民の立場から、法令遵守は当然のこととし、地域社会とのより良い関係を構築して、適切な企業経営と地域社会との調和を図り社会的責任を果たす。

- ② 当社は、「イオン行動規範」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係る施策・整備・運用状況を審議する機関として、取締役、監査役、本部長及び関係部長などを委員とするリスクマネジメント委員会を設置する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、必要な調査を行ったうえ、遅滞なく取締役会に報告する。
- ④ 当社の取締役は、その職務の執行に当たっては、「イオン行動規範」に基づく業務方針の実現に当たって率先垂範し、当社の使用人をはじめその他利害関係者に対する責任を果たす。
- ⑤ 当社の取締役は、その職務の執行を通じ、その使用人の業務の執行が法令及び定款に適合するよう、「コンプライアンス基礎」を活用し、指導と啓発を行う。
- ⑥ 当社の取締役会は、定期的に内部統制システムの有効性監査の報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の問題の把握と整備に努める。
- ⑦ 当社の取締役の職務執行について、当社の監査役は定期的な監査を実施し、必要に応じ当社の取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言、又は勧告する。
- ⑧ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を持たず、万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し毅然たる態度で対応する。

### 2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」を実践し、お客様、地域社会とのより良い関係を築き、企業としての社会的責任を果たせるよう努力する。
- ② 当社は、「イオン行動規範」及び「コンプライアンス基礎」を使用人全員に配布するとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- ③ 当社は、グループ全使用人を対象とした「イオン内部通報制度(イオン行動規範110番)」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告される。
- ④ 当社は、独自に内部通報制度「何でも相談承り係」を設け運用する。

- ⑤ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、適切に取締役・使用人を開示し、周知徹底する。
- ⑥ 代表取締役社長が内部監査部門である経営監査室を直轄する。経営監査室は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況を、業務の有効性・効率性、法令・社内規程遵守の観点から内部監査を行う。
- ⑦ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

### 3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。
  - ア. 株主総会議事録と関連資料
  - イ. 取締役会議事録と関連資料
  - ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録又は経過の記録
  - エ. 取締役を決定者とする決裁書類
  - オ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 当社の取締役は、その職務の執行に係る上記①に定める文書を社内規程に従い、定められた期間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### 4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスクマネジメント担当取締役を置き、リスクマネジメント委員会を設置し、定期的に開催し、各部署のリスク管理の状況・方針等を審議し、全社的に対応する重要事項についてのリスク対策を策定し、取締役会に報告する。
- ② 当社の戦略立案部門は、企業価値を高め又は企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆる事業リスクに対処すべく、経営戦略・経営計画の策定を行うに当たり事業リスクのアセスメントを行い、取締役会における経営判断に際して重要な判断材料を提供する。
- ③ 当社は、以下の運営リスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
  - ア. 地震、洪水、火災、事故等の災害により重大な損失を被るリスク
  - イ. 取締役及び使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク
  - ウ. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
  - エ. その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ④ 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクへの対応については、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修の実施等により全従業員に徹底する。
- ⑤ 各事業部門を担当する取締役及び部室長は、それぞれの部門に係るリスク管理を行う。各事業部門長は、リスク管理の状況を取締役会・執行役員会議において定期的に報告する。

### 5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、社内規程に従い、各事業部門の会議、執行役員会議、予算会議、開発会議等での審議を経て、取締役会において審議して決定する。

- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、担当取締役及び各部室長等が迅速に遂行する。あわせて、内部牽制機能の確立を図るため、組織関係規程を定め、それぞれの組織権限や実行責任者を明確化し、適切な業務手続が行われるようにする。
- ③ 会社方針に基づいて事業活動が適正に運営されているか、経営監査室が定期的に監査し、取締役及び経営幹部に報告する。必要ある場合は、担当する取締役及び経営幹部は是正処置を講ずる。

## **6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、親会社の内部監査部門の監査を定期的に受け入れ、その結果の報告を受けるとともに親会社その他グループ会社の役職員と定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題やベストプラクティス等の情報を共有する。
- ② 親会社その他グループ会社と当社との利益が実質的に相反するおそれのある取引その他の施策を実施するにあたっては、取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 親会社その他グループ会社との賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買契約等の利益相反取引については、可及的に市場価格での取引とし、当社の利益を損ねない方策を講じる。
- ④ 当社は、関係会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、経営管理本部が関係会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理及び指導を行う。
- ⑤ 当社は、関係会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社の取締役会において定期的に報告を受ける。
- ⑥ 当社は、当社グループのリスクを統括的に管理するため、グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定するとともに、機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。
- ⑦ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を実現するため、毎事業年度ごとにグループ各社の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ⑧ 当社の内部監査部門である経営監査室は、関係会社に対して定期的に監査を実施する。
- ⑨ 当社は、当社グループの役員及び使用人が直接通報を行うことができる内部通報制度を設け運用する。

## **7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ① 監査役の業務を補助する使用人は特に設けない。常勤監査役は、監査計画及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を図る。
- ② 常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、その業務に限定した期間、補助業務に当たる者を選定する。
- ③ 常勤監査役の補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

## **8. 上記7の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項**

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とする。

## **9. 当社監査役の上記7の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら常勤監査役の指揮命令に従わなければならない。

## **10. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制**

- ① 常勤監査役は、当社の取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議又は委員会に出席することができる。
- ② 当社グループの役員は、取締役会等の当社の重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ③ 当社グループの役員、使用人等は、当社の監査役が実施する業務執行状況監査において、その担当する業務について報告を求めた場合、又は、業務及び財産の状況を調査する場合には、迅速かつ的確に対応する。
- ④ 当社グループの役員、使用人等は、以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対し報告する。
  - ア. 当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
  - イ. 当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
  - ウ. グループ内外に対し、重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
  - エ. 「イオン行動規範」、法令に対する違反で重大なもの
  - オ. その他上記ア～エに準じる事項

## **11. 上記10の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。

## **12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## **13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- ② 当社は、常勤監査役が求めた場合、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて内部監査部門である経営監査室と共同監査の実施ができるように配慮する。
- ③ 当社の監査役は、監査の実施に当たり、独自に意見を形成するため、必要と認めたときは自らの判断で、当社に係る公認会計士及び弁護士等外部アドバイザーを活用する。
- ④ 当社の代表取締役及び取締役は、当社の監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、以下の具体的取組みを行っております。

### 1. 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、経営監査室が年間計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

### 2. コンプライアンス体制

取締役及び使用人に対して、職制に応じた研修・教育訓練を通じて、コンプライアンスの啓発を推進しております。当事業年度の経営幹部に対するコンプライアンス研修においては、「不適切な会計処理」「子会社管理」を重点テーマといたしました。

### 3. リスク管理体制

当社は、リスク管理に関する審議機関であるリスクマネジメント委員会において、リスク管理の状況・方針等を審議しております。当事業年度は、同委員会を年5回開催し、各部署が行ったリスク調査の結果に基づき、全社的に対応するリスク対策を見直し、重点管理項目の実施状況を確認いたしました。

### 4. 企業グループにおける業務の適正

子会社の経営管理については、業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会又は取締役の決裁を受ける体制としております。また、当社の取締役会において、毎月1回子会社から営業状況、財務状況その他重要な情報についての報告を受けております。

### 5. 取締役の職務執行

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において業務の分担を受けた取締役が毎月1回業務執行状況の報告を行っております。

### 6. 監査役の職務執行

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を確認しております。また、監査役は経営監査室、会計監査人等と定期的に情報交換する場を設けることにより監査の実効性を高めております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質をさらに強化し、収益力の向上、業容の一層の拡大を図るため、内部留保にも配慮しながら、株主の皆さまに対する利益還元を充実させることを経営の重点施策と位置付け、安定的、継続的な配当をあわせて行っていきたいと考えております。

なお、当社は当社定款第34条において「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めができる」旨を定めております。当期につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による不測の事態に備え、剰余金の処分を2021年4月20日開催の取締役会にて決定しております。

当期の配当につきましては、2021年3月1日付で株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカと合併したことを記念して、1株につき2円の記念配当を加え、1株につき金40円（普通配当38円）の配当を実施させていただきます。なお、配当のお支払いは2021年5月25日（火曜日）からとさせていただきます。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 本事業報告中の「2. 会社の現況に関する事項」の「(5)業務の適正を確保するための体制」の記載内容は、2021年2月25日の取締役会の決議により一部改定（2021年3月1日施行）されたものであります。

# 連 結 計 算 書 類

(第39期)

自 2020年3月1日  
至 2021年2月28日

1. 連 結 貸 借 対 照 表
2. 連 結 損 益 計 算 書
3. 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 連 結 注 記 表

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

マックスバリュ西日本株式会社

# 1. 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>	<b>75,141</b>	<b>流動負債</b>	<b>110,621</b>	
現金及び預金	37,050	支払手形及び買掛金	57,138	
受取手形及び売掛金	1,320	短期借入金	2,680	
商品	20,740	1年内返済予定の長期借入金	20,723	
貯蔵品	143	リース債務	69	
前払費用	865	未払金	11,974	
未収入金	13,701	未払費用	5,441	
その他	1,320	未払法人税等	2,035	
<b>固定資産</b>	<b>186,481</b>	未払消費税等	1,664	
<b>有形固定資産</b>	<b>153,562</b>	預り金	1,799	
建物及び構築物	58,403	賞与引当金	2,478	
機械及び装置	4,034	役員業績報酬引当金	78	
車両運搬具及び工具器具備品	8,506	店舗閉鎖損失引当金	47	
土地	81,015	設備関係支払手形	1,769	
リース資産	806	その他	2,720	
建設仮勘定	795	<b>固定負債</b>	<b>49,033</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>186</b>	長期借入金	35,994	
ソフトウェア	79	リース債務	704	
電話加入権	84	役員退職慰労引当金	28	
施設利用権	22	店舗閉鎖損失引当金	19	
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,732</b>	退職給付に係る負債	871	
投資有価証券	12,805	長期預り保証金	5,470	
長期前払費用	1,939	資産除去債務	5,774	
繰延税金資産	9,727	その他	171	
差入保証金	8,217	<b>負債合計</b>	<b>159,655</b>	
その他	83	<b>(純資産の部)</b>		
貸倒引当金	△40	<b>株主資本</b>	<b>95,841</b>	
		資本金	1,724	
		資本剰余金	60,079	
		利益剰余金	34,054	
		自己株式	△17	
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,087</b>	
		その他有価証券評価差額金	6,216	
		退職給付に係る調整累計額	△129	
		<b>新株予約権</b>	<b>39</b>	
		<b>純資産合計</b>	<b>101,967</b>	
<b>資産合計</b>	<b>261,622</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>261,622</b>	

## 2. 連 結 損 益 計 算 書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	554,206
売 上 原 価	414,390
売 上 総 利 益	139,816
その他の営業収入	9,012
営 業 総 利 益	148,828
販売費及び一般管理費	140,252
営 業 利 益	8,575
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	245
受 取 保 険 金	87
そ の 他	315
	649
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	214
遊 休 店 舗 地 代	10
そ の 他	116
	341
経 常 利 益	8,883
特 別 利 益	
固定資産売却益	347
投資有価証券売却益	127
助 成 金 収 入	949
課 徴 金 還 付 額	250
	1,674
特 別 損 失	
固定資産売却損	7
固定資産除却損	22
減 損 損 失	4,195
投資有価証券売却損	3
店 舗 閉 鎖 損 失	61
店舗閉鎖損失引当金繰入額	40
	4,331
税金等調整前当期純利益	6,226
法人税、住民税及び事業税	2,416
法 人 税 等 調 整 額	△166
当 期 純 利 益	3,976
非支配株主に帰属する当期純利益	25
親会社株主に帰属する当期純利益	3,950

### 3. 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年3月1日残高	1,705	60,017	32,098	△17	93,804
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	19	19	-	-	38
剰余金の配当	-	-	△1,995	-	△1,995
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,950	-	3,950
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	42	-	-	42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	19	62	1,955	△0	2,036
2021年2月28日残高	1,724	60,079	34,054	△17	95,841

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2020年3月1日残高	5,917	△492	5,424	66	57	99,353
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	38
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,995
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	3,950
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	-	-	-	-	42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	299	363	662	△27	△57	577
連結会計年度中の変動額合計	299	363	662	△27	△57	2,614
2021年2月28日残高	6,216	△129	6,087	39	-	101,967

## 4. 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1-1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……… 7 社

前連結会計年度まで連結子会社としておりました株式会社味彩工房は株式会社マルナカと合併したため、連結子会社から除いております。

#### 1-2. 主要な連結子会社の名称

- ・ 株式会社マルナカ
- ・ 株式会社山陽マルナカ

#### 1-3. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………主として、売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
ただし、一部の商品については、最終仕入原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

###### 建物及び構築物

（営業店舗）……………20 年

（加工工場）……………30 年

（建物附属設備）……………3 年～18 年

（構築物）……………3 年～20 年

機械及び装置……………2 年～17 年

###### 車両運搬具及び工具器具備品

（器具備品）……………2 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、当社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ 役員業績報酬引当金

役員に支出する業績報酬に備えるため、支給見込額の当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（4）退職給付に係る負債の計上方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 167,543 百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失 4,195 百万円を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

地 域	用 途	種 類	件 数	金 額
兵庫県	店舗等	建物等	8	193
岡山県	店舗等	土地及び建物等	12	1,108
広島県	店舗等	建物等	8	363
山口県	店舗等	建物等	5	350
徳島県	店舗等	土地及び建物等	8	474
香川県	店舗等	土地及び建物等	30	1,626
愛媛県	店舗等	土地及び建物等	6	26
高知県	店舗等	土地及び建物等	8	51
合 計			85	4,195

## ② 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗の資産グループ、閉鎖等の決議による店舗の資産グループ及び市場価格が著しく下落した資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## ③ 減損損失の金額

(単位：百万円)

種類	金額
建物及び構築物	2,084
機械及び装置	29
車両運搬具及び工具器具備品	476
土地	1,557
その他	47
合計	4,195

## ④ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

## ⑤ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額のうち、正味売却価額は主として固定資産税評価額に基づいて算定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.2%で割り引いて算定しております。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

#### 発行済株式の種類及び株式数

	当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計 年度増加 株式数	当連結会計 年度減少 株式数	当連結会計 年度期末 株式数
普通株式（株）	52,513,854	28,100	-	52,541,954

(注) 普通株式の発行済株式数の増加28,100株は、新株予約権行使による新株発行による増加であります。

## (2) 配当に関する事項

### ①配当金支払額

2020年5月15日開催の第38期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

#### 普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,995百万円
(ロ) 1株当たり配当額	38円
(ハ) 基準日	2020年2月29日
(二) 効力発生日	2020年5月18日

### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年4月20日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

#### 普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,101百万円
(ロ) 1株当たり配当額	40円
(ハ) 配当の原資	利益剰余金
(二) 基準日	2021年2月28日
(ホ) 効力発生日	2021年5月25日

## (3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	決議年月日	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2012年4月5日 取締役会	普通株式	1,500株
第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2013年4月9日 取締役会	普通株式	1,600株
第7回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2014年4月8日 取締役会	普通株式	2,400株
第8回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2015年4月9日 取締役会	普通株式	2,400株
第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2016年4月13日 取締役会	普通株式	4,500株
第10回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2017年4月12日 取締役会	普通株式	5,500株
第11回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年4月11日 取締役会	普通株式	4,000株
第12回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2019年4月10日 取締役会	普通株式	4,200株
第13回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年4月10日 取締役会	普通株式	3,400株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金調達をしております。

売掛金等の営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日現在における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2) 参照)

(単位：百万円)

	連結 貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	37,050	37,050	—
(2) 未収入金	13,701	13,701	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	12,773	12,773	—
(4) 差入保証金 (1年内回収予定の差入保証金を含む)	8,927	8,765	△162
資産計	72,452	72,290	△162
(1) 支払手形及び買掛金	57,138	57,138	—
(2) 設備関係支払手形	1,769	1,769	—
(3) 長期預り保証金 (1年内返済予定の預り保証金含む)	5,455	5,445	△10
(4) 長期借入金 (1年内返済予定借入金を含む)	56,717	56,300	△417
負債計	121,081	120,654	△427

(\*) 当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### 資 産

###### (1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 設備関係支払手形

設備関係支払手形は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	32

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## 6. 貸借等不動産に関する注記

(1) 貸借等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、中国・四国地方及び兵庫県において賃貸用の商業施設等（土地を含む。）を有しております。

(2) 貸借等不動産の時価に関する事項

当該貸借等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
33,555	32,216

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,940円45銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円23銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	75円17銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年10月7日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月1日付で、当社の子会社である株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを吸収合併いたしました。

### 1. 取引の概要

(1) 被合併企業の名称及び事業の内容

被合併企業の名称	株式会社マルナカ	株式会社山陽マルナカ
事業の内容	スーパーマーケット事業	スーパーマーケット事業

(2) 合併日（効力発生日）

2021年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

マックスバリュ西日本株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社を存続会社、マルナカ及び山陽マルナカを消滅会社とする吸収合併を行うことにより、デジタル改革や物流改革、経営効率化を更に推し進め、お客さまにより一層価値ある商品・サービスの提供が実現できるものと判断いたしました。

本合併により、相互の経営資源・ノウハウを活かしつつ、3社共通の理念である「地域密着型経営」を更に深化させることで、中四国エリアでお客さまと共に歩み続けるリージョナルSM企業を目指してまいります。

### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 9. その他の注記

(退職給付関係)

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を採用しております。なお、一部の連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

### (2) 確定給付制度

#### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,469 百万円
勤務費用	752
利息費用	21
数理計算上の差異の発生額	△646
退職給付の支払額	△220
期末における退職給付債務	5,376

#### ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	4,091 百万円
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△233
事業主からの拠出額	709
退職給付の支払額	△210
期末における年金資産	4,504

(注) 「期首における年金資産」及び「退職給付の支払額」並びに「期末における年金資産」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分した金額であります。

#### ③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,376 百万円
年金資産	△4,504
退職給付に係る負債	871

④退職給付に関連する損益

勤務費用	752 百万円
利息費用	21
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	122
確定給付制度に係る退職給付費用	749

⑤退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△186 百万円
合計	△186

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40.7 %
株式	29.9
生命保険の一般勘定	11.6
その他	17.8
合計	100.0

⑦長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
長期期待運用收益率	3.6%

(注) なお、上記のほかに 2016 年 3 月 31 日を基準日として算定した年齢別昇給指  
数を使用しております。

(3) 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、392 百万円であります。

(4) 退職金前払制度

退職金前払制度の支給額は、23 百万円であります。

# 計 算 書 類

(第 39 期)

自 2020 年 3 月 1 日  
至 2021 年 2 月 28 日

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個 別 注 記 表

広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号

マックスバリュ西日本株式会社

# 1. 貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>34,626</b>	<b>流動負債</b>	<b>38,547</b>
現金及び預金	15,589	支払手形	120
売掛金	543	買掛金	26,904
商品	9,377	リース債務	25
貯蔵品	88	未払金	2,514
前払費用	634	未払費用	2,946
未収入金	7,893	未払法人税等	1,214
その他	499	未払消費税等	629
<b>固定資産</b>	<b>110,969</b>	預り金	560
<b>有形固定資産</b>	<b>38,997</b>	賞与引当金	1,066
建物	21,385	役員業績報酬引当金	45
構築物	2,324	店舗閉鎖損失引当金	40
車両運搬具	7	設備関係支払手形	1,769
工具、器具及び備品	4,225	その他	707
土地	10,165	<b>固定負債</b>	<b>7,870</b>
リース資産	188	リース債務	125
建設仮勘定	700	店舗閉鎖損失引当金	19
<b>無形固定資産</b>	<b>91</b>	退職給付引当金	438
ソフトウエア	48	長期預り保証金	3,948
電話加入権	24	資産除去債務	3,333
施設利用権	18	その他	5
<b>投資その他の資産</b>	<b>71,880</b>	<b>負債合計</b>	<b>46,417</b>
投資有価証券	6,961	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	53,656	<b>株主資本</b>	<b>95,559</b>
長期前払費用	1,066	<b>資本金</b>	<b>1,724</b>
繰延税金資産	4,501	<b>資本剰余金</b>	<b>58,202</b>
差入保証金	5,673	資本準備金	4,698
その他	60	その他資本剰余金	53,504
貸倒引当金	△39	<b>利益剰余金</b>	<b>35,650</b>
		利益準備金	371
		その他利益剰余金	35,279
		固定資産圧縮積立金	72
		別途積立金	30,700
		繰越利益剰余金	4,506
		<b>自己株式</b>	<b>△17</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,578</b>
		その他有価証券評価差額金	3,578
		<b>新株予約権</b>	<b>39</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>99,177</b>
<b>資産合計</b>	<b>145,595</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>145,595</b>

## 2. 損 益 計 算 書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		268,531
売 上 原 価		202,765
売 上 総 利 益		65,766
その他 の 営 業 収 入		4,965
営 業 総 利 益		70,732
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		67,140
営 業 利 益		3,591
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	176	
受 取 保 険 金	46	
そ の 他	85	309
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
遊 休 店 舗 地 代	10	
そ の 他	57	78
経 常 利 益		3,822
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	127	138
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	
減 損 損 失	1,508	
店 舗 閉 鎖 損 失	38	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	40	1,610
税 引 前 当 期 純 利 益		2,349
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,173	
法 人 税 等 調 整 額	△380	792
当 期 純 利 益		1,557

### 3. 株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
2020年3月1日残高	1,705	4,679	53,504	58,183	371	72	35,700	△55	36,088	△17	95,959			
事業年度中の変動額														
新株の発行	19	19	-	19	-	-	-	-	-	-	-	38		
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△1,995	△1,995	-	-	△1,995		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	1,557	1,557	-	-	1,557		
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△0	△0		
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△5,000	5,000	-	-	-	-		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業年度中の変動額合計	19	19	-	19	-	-	△5,000	4,562	△437	△0	△0	△399		
2021年2月28日残高	1,724	4,698	53,504	58,202	371	72	30,700	4,506	35,650	△17	95,559			

	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計	
2020年3月1日残高	3,833	66	99,860	
事業年度中の変動額				
新株の発行	-	-	38	
剰余金の配当	-	-	△1,995	
当期純利益	-	-	1,557	
自己株式の取得	-	-	△0	
別途積立金の取崩	-	-	-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△255	△27	△283	
事業年度中の変動額合計	△255	△27	△683	
2021年2月28日残高	3,578	39	99,177	

## 4. 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

###### 建物

（営業店舗） 20 年

（建物附属設備） 3 年～18 年

構築物 3 年～20 年

工具、器具及び備品 2 年～20 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が 2009 年 2 月 20 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### ④ 長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

#### ③役員業績報酬引当金

役員に支出する業績報酬に備えるため、支給見込額の当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### ④店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

#### ⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	64,073 百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	55 百万円
短期金銭債務	499 百万円
長期金銭債務	27 百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

事務委託手数料	259 百万円
その他の営業取引による取引高	1,009 百万円
営業以外の取引	10 百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首 株式数	増加 株式数	減少 株式数	当期末 株式数
普通株式(株)	13,379	243	—	13,622

(注) 自己株式の増加 243 株は、単元未満株式の買取による増加であります。

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	105 百万円
賞与引当金	325
有形固定資産	5,144
資産除去債務	1,096
長期前払費用	639
退職給付引当金	133
その他	358
繰延税金資産小計	7,804
評価性引当額	△1,360
繰延税金資産合計	6,443

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,546 百万円
資産除去費用	295
土地償却積立金等	100
繰延税金負債合計	1,941
繰延税金資産の純額	4,501

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗建物をリース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(1) 当事業年度の末における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額 相 当 額	減 価 償 却 累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額
建物	243	185	57

(2) 当事業年度の末における未経過リース料相当額

未経過リース料相当額

1年内	17 百万円
1年超	83 百万円
合計	101 百万円

(3) 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	43 百万円
減価償却費相当額	24 百万円
支払利息相当額	10 百万円

(4) 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオンクレジットサービス(株)	-	営業取引	クレジット売上	49,226	クレジット未収入金	3,775
				電子マネー売上	27,057	電子マネー未収入金	1,579
親会社の子会社	イオンフードサプライ(株)	(被所有) 直接 0.45%	営業取引	商品仕入 (注1)	20,118	買掛金	2,146
親会社の子会社	イオントツプバリュ(株)	-	営業取引	商品仕入 (注1)	15,263	買掛金	1,791
親会社の子会社	イオン商品調達(株)	-	営業取引	商品仕入 (注1) (注3)	14,470	買掛金	1,360

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 商品の仕入価格、代金決済方法等については、市場価格、総原価、業界の商慣習等を考慮し、交渉のうえ一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注3) 2020年11月1日に、イオン商品調達(株)はイオンリテール(株)が担うグループ商品調達機能を吸収分割方式により承継しております。上記のイオン商品調達(株)との取引金額は、2020年10月31日まではイオンリテール(株)との取引金額を、2020年11月1日以降はイオン商品調達(株)との取引金額を合算して記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,887円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円65銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	29円63銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (子会社の吸収合併)

当社は、2020年10月7日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月1日付で、当社の子会社である株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを吸収合併いたしました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 被合併企業の名称及び事業の内容

被合併企業の名称	株式会社マルナカ	株式会社山陽マルナカ
事業の内容	スーパーマーケット事業	スーパーマーケット事業

##### (2) 合併日（効力発生日）

2021年3月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを消滅会社とする吸収合併

##### (4) 結合後企業の名称

マックスバリュ西日本株式会社

##### (5) その他取引の概要に関する事項

当社を存続会社、マルナカ及び山陽マルナカを消滅会社とする吸収合併を行うことにより、デジタル改革や物流改革、経営効率化を更に推し進め、お客さまにより一層価値ある商品・サービスの提供が実現できるものと判断いたしました。

本合併により、相互の経営資源・ノウハウを活かしつつ、3社共通の理念である「地域密着型経営」を更に深化させることで、中四国エリアでお客さまと共に歩み続けるリージョナルSM企業を目指してまいります。

#### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 監査報告書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則118条5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が、適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、検討いたしました。

## 2. 監査結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査の結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2021年4月16日

マックスバリュ西日本株式会社監査役会

常勤監査役（社外監査役）

青木謙次  


監査役（社外監査役）

伊藤三知夫  


監査役

北村智宏  


監査役（社外監査役）

石橋三千男  


# 独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

マックスバリュ西日本株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
広島事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

家元清文



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

下平雅和



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

上坂岳大



## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ西日本株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ西日本株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

マックスバリュ西日本株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
広島事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

家元清文



下平雅和



上坂岳大



## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ西日本株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年3月1日を効力発生日として、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを吸収合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上